

令和元年度第4回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和元年 9月3日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和元年 9月3日	午前 10時 00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和元年 9月3日	午後 3時 03分		
応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会議録署名議員	6番	魚 住 憲 一	9番	久 保 田 武 治		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長	今 井 一 久		
	副 町 長	島 田 保 信	教 育 振 興 課	大 森 博 範		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎		
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋	健 康 ・ 保 険 課	松 山 文 子		
	総 務 課 長	前 田 和 博	町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治	町 民 福 祉 課	長 田 憲 士		
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子 ども 対 策 課 長	小 田 章 一		
	企 画 観 光 課	村 上 大 輔	子 ども 対 策 課	吉 地 美 紀		
	税 務 課 長	平 川 博	環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信		
	税 務 課	椎 葉 直 宏	環 境 整 備 課	林 田 裕 一		
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文	農 林 課 長	水 田 寛 明		
	会 計 室	上 村 由 美 子	農 林 課	那 須 隆 二		

## 会 議 に 付 し た 事 件

報告第9号	平成30年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
議案第12号	多良木町森林環境譲与税基金条例を定めることについて
議案第13号	多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第14号	多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第15号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を定めることについて
議案第16号	多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第17号	令和元年度多良木町一般会計補正予算（第3号）
議案第18号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第19号	令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第20号	令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第21号	令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第22号	平成30年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第23号	平成30年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第24号	平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第25号	平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第26号	平成30年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第27号	平成30年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第28号	平成30年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第29号	平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから令和元年度第 4 回多良木町議会(9 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山 昇君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和元年 8 月 28 日及び本日 9 月 3 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和元年度第 4 回多良木町議会(9 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については本日 9 月 3 日から 9 月 12 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 4、報告第 9 号について報告を受けることとし、日程第 5、議案第 12 号から日程第 22、議案第 29 号につきましては、本日説明のみとし、9 月 10 日に審議採決をお願いいたします。

9 月 11 日及び 12 日は一般質問を行います。今回、6 名の方より通知があっております。お手元に配付のと通りの順番で行います。

請願陳情につきましては、今回 7 件の提出があっております。4 件は、お手元に配付してあります要望文書表のとおり関係常任委員会へ付託。1 件は議員配付、2 件は議長預かりといたしました。

12 日の議会最終日の日程第 2、同意第 3 号の人事案件につきましては、投票による表決といたします。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会期日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

### 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さんの両名を指名いたします。

### 日程第 2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しております A4 判の報告用紙のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり多良木町監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第

3項の規定により、平成30年度の5月分、令和元年度5月分、6月分、7月分の例月出納検査の結果報告書及び地方自治法第199条第9項の規定により、平成30年度財政援助団体等の監査結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、8番豊永好人さん。

○8番（豊永好人君） おはようございます。令和元年第2回の球磨郡公立多良木病院企業団議会の臨時会報告を行います。

令和元年第2回臨時会は統一選挙後初めての議会であり、6月22日に招集され、会期1日で開催されました。統一選挙等による改正に伴い、新たに多良木町より5名、水上村より2名の議員が、当病院企業団の議員となりました。

改正で欠いておりました議会の議長については、日程の中で選挙を実施し、二人の方が立候補されました。あさぎり町の奥田議員と湯前町の味岡議員が議長の立候補を行い、投票の結果、湯前町選出の味岡議員が議長に当選されました。

議会運営委員会におきましては、改選により、一部委員を欠いておりましたので、議員の選任を行いました。なお、議会運営委員会の委員長には多良木町選出の林田俊策議員が、副委員長はあさぎり町選出の久保尚人議員が選出されました。

議案につきましては、監査委員の選任同意についてと、熊本県市町村総合組合の規約の一部変更についてを慎重に審議しました。

監査委員の選任同意におきましては、前任の議会選出監査委員の任期満了に伴うもので、水上村選出の米良 哲議員を選任し、原案どおり議会にて同意されました。

次に、規約の一部については、熊本県市町村事務組規約3条第10号に規定により、交通災害事務から令和元年8月3日をもって合志市が脱退するため、規約の一部変更をお願いするものでした。こちらは、原案どおり可決されました。

それと、この新たな多良木町の議員は、私と林田俊策議員とそれと久保田議員とあとは中村議員と源嶋たまみ議員です。もしこの6月臨時会の詳細についてお尋ねがあれば、詳細に説明をしたいと思います。

以上、報告終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、人吉球磨行政広域行政組合、6番魚住憲一さん。

○6番（魚住憲一君） おはようございます。人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を行います。

令和元年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和元年8月30日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では7番豊永貞夫議員、8番田中智議員が指名されました。

日程第2、会期の決定では、8月30日の1日限りとすることを決定いたしました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から平成31年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第4、一般質問では人吉市選出の3番、塩見寿子議員が特別養護老人ホーム福寿荘民営化について、質問し執行部の考えを質しました。

日程第5から日程第13までの提案、案件は、一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて執行部の補足説明を受けた後、承認議案9件を一括して承認議案ごとに質疑、採決を行い、承認第3号、専決処分承認を求めることについて、訴訟上の和解、議案第13号、令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算第2号、議案第14号、令和元年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算第1号、議案第15号、人吉球磨広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、議案第 17 号、人吉球磨広域行政組合葬祭場の設置管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、議案第 19 号、人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 20 号、議決事項の一部についての 9 件を原案どおり可決決定いたしました。

次に、決算の認定関連の日程第 14、認定第 1 号、平成 30 年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 号、認定第 2 号、平成 30 年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16、認定第 3 号、平成 30 年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての 3 件を一括して会計管理者の決算書の説明と代表管理監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、平成 30 年度決算特別委員会が設置され、決算の認定 3 件の審議については、委員会に付託されました。

決算特別委員会委員には、松村 太議員 人吉市、塩見寿子議員 人吉市、加賀山瑞津子議員 あさぎり町、落合健治議員 多良木町、荒嶽 晋議員 水上村、右田宣之議員 錦町、中村龍喜議員 山江村、田代利一議員 球磨村の 8 名が指名され、第 1 回決算特別委員会を開催し、委員長に右田宣之議員 錦町、副委員長に塩見寿子議員 人吉市が互選され、第 2 回以降の委員会開催日日程及び審査方法について審議され決定されました。

次に、日程を追加し、陳情第 1 号、人吉球磨クリーンプラザの農業用廃プラスチック類の処理に関する陳情書について審議され、組合の共同処理事務に関する調査特別委員会に付託されました。

最後に、日程第 17、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び平成 30 年度決算特別委員会から申し出のあった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され、閉会いたしました。

以上、令和元年第 3 回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告いたします。

何か不明な点があれば、村山議員、落合議員、私の方にお尋ねいただければ、お答えしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出があつておりますが、お手元に配付しております A4 判の報告用紙のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

### 日程第 3 「請願・陳情について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、請願陳情につきましては、お手元に配付の要望文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第 91 条及び第 94 条の規定により、受理番号 3、空き店舗等活用事業補助金に対し長期間営業実績店への補助金について及び受理番号 4、経営指導員の増員に係る経営補助金の増額要望書は、総務産業常任委員会へ、受理番号 5、町道向原大豊町線道路改良についての要望書及び受理番号 6、多良木町民体育館前交差点道路改良についての要望書は、厚生環境文教常任委員会へ付託いたしました。

なお、受付番号 112、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書については、議員配付といたしましたので報告いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。それでは私の方から令和元年度第 4 回多良木町議会（9 月定例会議）の提案理由をご報告をさせていただきます。説明をさせていただきます。

今回審議をお願いいたしますのは、報告といたしまして、平成 30 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてが 1 件、条例等といたしまして、多良木町森林環境譲与税基金条例を定めることについて、ほか条例の制定及び条例の一部改正が 5 件でございます。

また、令和元年度の補正予算が一般会計、特別会計合わせまして 5 件、平成 30 年度の決算認定といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして 8 件でございます。

また、人事案件といたしまして、任期満了に伴います教育委員会委員の任命について 1 件、以上、全部で 20 件の審議をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長の方でご説明をいたしますので、慎重審議の上、全議案ともご決いただきますようよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

#### 日程第 4 「報告第 9 号」 平成 30 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 4、報告第 9 号、平成 30 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） おはようございます。報告第 9 号、平成 30 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を監査委員の審査に付したので別紙意見書を付けて次のとおり報告するものでございます。

この財政健全化法でございますけれども、地方自治体の財政破綻を未然に防ぐための法律ということでございます。平成 21 年度から完全施行をされております。

まず、健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標につきまして、財政状況をチェックするものでございます。基準の欄にありますけれども、多良木町早期健全化基準、財政再生基準とあります。多良木町の比率がこの早期健全化基準の欄にあります比率を超えますと、いわゆるイエローカード、財政再生基準の欄にある比率を超えますと、レッドカードということになります。

多良木町におきましては、赤字がありませんので、実質赤字比率、連結赤字比率につきましては該当なしでございます。実質公債費比率は、9.1%、将来負担比率は 49.3%で、いずれも基準を下回っております。財政的には健全であるということが、言えるところでございます。

次に、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの比率となります。本町の上水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足はありませんので、資金不足比率は該当がなく、健全な状態であるということが言えるものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 9 号、平成 30 年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての報告を終わります。

これから上程いたします日程第 5、議案第 12 号から日程第 22、議案第 29 号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、8 日目の 9 月 10 日に審議採決をお願いしたいと思います。

#### 日程第 5 「議案第 12 号」 多良木町森林環境譲与税基金条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第 5、議案第 12 号、多良木町森林環境譲与税基金条例を定めることについて説明を求めます。

水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） おはようございます。それでは、議案第 12 号、多良木町森林環境譲与税基金条例を定めることについて説明をさせていただきます。

多良木町森林環境譲与税基金条例を次のとおり定めることとするものでございます。

今回の制定の理由といたしましては、森林環境譲与税は、税制改正の大綱に定められた用途のとおり、毎年度計画的に執行されることが望ましいのですが、単年度の贈与税が少額であり、複数年度をまとめて執行したほうが効率的である場合や、単年度の贈与税の全額を執行できない場合も想定されます。このため条例を定め、基金を設置し、複数年度分をまとめて定められた用途のとおり、執行する対応ができるようになることから、今回制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、第 1 条において、条例の趣旨を定めております。間伐や、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進等に要する経費の財源として積み立てるための、積み立てるため設置するものでございます。

第 2 条については、基金への積み立ては予算で定める額とするものでございます。

第 3 条については、基金の管理規定です。第 1 項で基金の現金は最も確実で、有利な方法で保管する。第 2 項で基金の現金を有価証券に代えることができるという規定でございます。

第 4 条については、基金の運用から生ずる収益実施等については、この基金に積み立てができるものでございます。

第 5 条については、基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものでございます。

第 6 条については、基金は第 1 条の定める経費に充てる場合、処分することができるというものでございます。

第 7 条については、その他基金の管理に関し必要な事項を別に定める委任の規定でございます。

次に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

#### 日程第 6 「議案第 13 号」 多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 6、議案第 13 号、多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

黒木町民福祉課長。

○町民福祉課長（黒木庄一朗君） 議案第 13 号について説明をさせていただきます。

多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成 31 年 4 月 17 日に公布され、令和元年 11 月 5 日に施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われ、関係条例の改正を行うものです。

印鑑登録に関する条例は、国が作成しています印鑑登録証明事務処理要領を踏まえて制定している市町村が大半であり、本町も同様の取り扱いを行っております。その事務処理要領の一部改正を踏まえた条例の改正内容となっております。

改正の主な内容は、住民基本台帳に旧氏が記載されることに伴い、印鑑登録にも同様に、旧氏が用いられるようになることから、所要の規定の整備を行うものであります。よって、条文に旧氏の規定を追加するものが主でございまして、あとは文言を改正しています。

改正部分につきましては、新旧対照表でご説明いたします。次のページの新旧対照表をご覧ください。まず第 2 条第 1 項の「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に文言を改正しています。

次に、第 5 条第 1 項第 1 号につきましては、全文を改正しています。改正箇所は 1 行目の氏名、氏、名の次に、旧氏を追加しています。さらに、通称の規定条文の条ずれにより、第 30 条の 26 第 1 項を第 30 条の 16 第 1 項に改正し、または氏名の次に、「、旧氏」を追加しています。

次に、同項第 2 号につきましても、氏名の次に「、旧氏」を追加し、第 2 項では「記録」を「記載が」文言を改正しています。

次に、第 12 条第 1 項第 3 号では、「氏名、氏」の次に、（氏に変更があったものにあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）を追加しています。

最後に、第 13 条第 1 項におきましては、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に文言を改正するものです。

なお、この条例は令和元年 11 月 5 日から施行するものです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

#### 日程第 7 「議案第 14 号」 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 7、議案第 14 号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第 14 号について説明申し上げます。

多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるもの定めることとするものでございます。

次のページの新旧対照表、で説明申し上げます。多良木町報酬及び費用弁償に関する条例におきまして、別表第 1、第 2 条関係でございますが、改正前の区分欄におきまして、区長の部分ですけれども、報酬額が、年額平均 39 万 1,000 円となっておりますところを、改正後におきまして、年額平均 41 万 1,000 円ということで 2 万円の増額をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

#### 日程第 8 「議案第 15 号」 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を定めることについて



○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、議案第 15 号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例を定めることについて説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第 15 号について説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

こちらにつきましては、国におきまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されまして、令和元年 6 月 14 日に公布をされております。これを受けまして、関係地方公共団体の条例等につきまして、改正が必要なものについては、令和元年の 12 月 14 日を施行日としまして整備する必要があるものでございます。

成年被後見人につきましては、精神上的の障害により物事の道筋を理解する能力を欠く状況にある方で、家庭裁判所より後見開始の審判を受けた方のことを言います。今回の改定は成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されることがないように成年被後見人等を資格や職種や業務等から一律に排除する規定といわゆる欠格条項を設けている各制度につきまして、欠格条項を削除するとともに、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定、いわゆる個別審査規定と適正化するとともに、所定の手続規定を整備するものでございます。

具体的に改正の対象となる関係条例につきましては、5 件ございまして、1 件目が今回制定する条例の第 1 条におきまして、多良木町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正、2 件目が、第 2 条におきまして、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、3 件目が、第 3 条で多良木町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正、4 件目が、第 4 条で多良木町下水道条例の一部改正、5 件目が、次のページになりますが、第 5 条、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。これら 5 件の条例が関係いたしますので、今回、一括して改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、次のページからの新旧対照表で説明させていただきます。まず多良木町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正、一部を改正する条例でございますが、改正前の失職の例外として第 5 条の中で、「法第 16 条第 2 号」の部分が改正後におきましては、「法第 16 条第 1 号」に変更になりますが、この法第 16 条というのが、地方公務員法の第 16 条でございまして、いわゆる欠格条項を規定してあるものでございます。第 16 条第 1 号におきまして、成年被後見人または被補佐人という規定がありますけれど、けれども、その文言を削除することによりまして、16 条第 2 号が第 1 号に繰り上がるものでございます。

次のページですけれども、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正前の期末手当の第 19 条でございますが、中段ほどの下線部分におきまして、「若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」となっている部分を、今回第 16 条第 1 号が削除されましたので、この部分も削除するものでございます。

19 条の第 4 項でございますが、同様に下線部分の「若しくは失職し」の部分と、次の下線部分の「若しくは失職し」の部分を削除するものでございます。第 19 条の 2 第 1 項第 2 号につきましては、次のページになりますが、下線部で「（同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」となっておりますが、法第 16 条第 1 号が削除されておりますので、今回削除するものでございます。

続きまして、勤勉手当、第 20 条につきましては、期末手当と同様の改正を行うものでございます。

次のページでございますが、第22条、退職者の給与ですけれども、第22条第6項で、第2項または第3項に規定する職員が、次の下線部、次のですね、下線部分の「当該各項に」という文言を、「これらの規定に」という文言に訂正を行うものでございます。次の下線部分でございますが、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」までを削除するものでもございまして。また、次の下線部分の「当該各項の」という文言を「それぞれ第2項又は第3項の」という文言に改正を行うものでございます。

続きまして次のページでございますが、多良木町技能労務職の給与の種類及び求人等を基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましては、改正前の退職手当、第12条第2項第1号の「（第16条第1号に該当する場合を除く。）」という部分は、法第16条第1号が削除されておりますので、今回削除を行うものです。

続きまして次のページですが、多良木町下水道条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましては、排水設備指定工事店の関係になりますけれども、まず中段ほどの指定の基準におきまして、第6条の3第4号でございますけれども、次のいずれにも該当しないものであることという部分の下のアの部分で「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者」という部分を、「心身の故障により配水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者」として規則で定めるものに改正するものでございます。これにつきましては、冒頭のほうで説明をいたしました、必要な能力の有無を判断する規定、いわゆる個別審査規定を今回ここに設けた、新たに設けたものでございます。

次に、改正前のアの部分の後段部分を改正後のイとしまして、破産手続開始の決定を受けて、復権を得ないものに規定し直すものでございます。次に、改正前のアの部分がかつに分かれましたので、改正前のイからエを改正後のウからオへ、一つずつ繰り下げるものでございます。

次のページの改正前のアからウまでとなっていましたところ、アからエまでのいずれかに該当するものがあるものに改正するものでございます。ちょっと前のページに戻りまして上段、上段部分の指定、指定の申請で、第6条の2第3項第1号でございますが、こちらは先ほどアからエを、アからオに改正しましたので、改正後は、アからオまでと改正するものでございます。

続きまして、次の次のページでございますが、多良木町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきましては、改正前の欠格条項、第4条第1項第1号に「成年被後見人又は被補佐人」との文言がありますので、これを今回削除しまして、2号から4号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は、令和元年12月14日から施行するものでございます。

附則の2項でございますが、処分等の、処分等に関する経過措置としまして、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定、これは欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定め、定めるものに限るものでございますが、これに基づき行われた処分、その他の項についてはなお従前の例によるものでございます。

附則の3項でございますが、多良木町下水道条例の一部の改正に伴う経過措置として、この条例の施行の日前に、この条例に改正前の多良木町下水道条例（以下「旧条例」という。）第6条の9第1項の規定により行われた旧条例第6条第1項の指定の取り消し又は一時停止の効力については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明終わります。

## ることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 9、議案第 16 号、多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第 16 号についてご説明申し上げます。

多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものがございます。

今回の改正は、水道法の一部を改正する法律が平成 30 年 12 月に交付し、令和元年 10 月 1 日に施行されます。主な改正は、指定給水装置工事事業者の指定の有効期限が、従来の無期限から 5 年間となるものがものがございます。このため、今後新たに、指定更新事務が発生をすることから、事務に対する対価として、新規定を含めまして、手数料を徴収することとするため、条例の一部改正を行うものがございます。

説明につきましては、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。第 31 条に第 1 号として、指定給水工事、指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新をするとき、1 件につき 1 万円を追加するものがございます。以下、各号の繰り下げも一緒にあわせて行います。

手数料の金額算定につきましては、日本水道協会が示したガイドラインによる算定方法を参考に行っておりまして、これは、下水道事業の排水設備指定工事店の登録におきます手数料と同額とし、なっているところがございます。

次に第 35 条におきまして、水道法施行令からの引用条項にずれが生じておりましたので、第 5 条を第 6 条に改めるものがございます。

最後に、附則としてこの条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するものです。

以上説明を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 日程第 10 「議案第 17 号」 令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 10、議案第 17 号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 3 号）について説明を求めます。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第 17 号について説明申し上げます。

令和元年度多良木町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものがございます。

第 1 条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,914 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 7,991 万 9,000 円とするものがございます。

第 2 条におきまして、地方債の補正を行っております。

次に 6 ページをお願いいたします。地方債の変更でございます。起債の目的欄の 1 の臨時財政対策債を補正前の限度額 1 億 2,859 万 2,000 円から補正後の 1 億 1,915 万 3,000 円に変更し、943 万 9,000 円を減額しております。5 の緊急防災・減災事業債を 4 億 3,550 万円から 4 億 4,830 万円に変更しまして、1,280 万円増額いたしております。6 の災害復旧事業債を 660 万円から 1,890 万円に変更し、1,230 万円増額いたしております。

次に、事項別明細書の 9 ページをお願いいたします。歳入でございます。主なものがございますが、款の 2、地方譲与税、項の 3、森林環境譲与税、目の 1、森林環境譲与税で補正額が 1,301 万 1,000 円でございますが、これは 9 月と 3 月にそれぞれ 50%ずつ配分を予定されているものがございます。款の 8、地方特例交付金でございますけれども、68 万 6,000 円の補正

でございますが、交付決定に合わせまして、増額補正をするものでございます。款の 11、分担金及び負担金、項の 1、分担金、目の 2、災害復旧費分担金で 25 万円の補正です。令和元年災農業用施設災害復旧費分担金ですが、ドゴヤ地区の田んぼの分で、負担率は 25%でございます。款の 13、国庫支出金、項の 2、国庫補助金、目の 1、総務費国庫補助金ですが、1,811 万 5,000 円の補正です。説明欄で、説明欄におきまして、社会保障税番号制度システム整備費補助金 161 万 6,000 円ですが、これは交付決定に伴うものでございまして、中間サーバー分に係るものでございます。その下のプレミアムつき商品券事務費補助金 285 万 4,000 円ですが、これは、事務、事務費全体が補助対象となるものでございます。その下のプレミアム付き商品券事業費補助金 1,364 万 5,000 円ですが、プレミアム分、1 人当たり 5,000 円を上乗せする補助金でございます。対象見込み数を 2,729 人見込んでおります。目の 2、民生費国庫補助金 31 万 5,000 円の補正です。介護保険事業費補助金ということで、システム改修分、改修に伴う分でございます。

10 ページをお願いいたします。款の 14、県支出金、項の 2、県補助金、目の 1、総務費、県補助金、節の 3、球磨川水系防災減災ソフト対策事業費県補助金ですが、31 万円の補正でございます。これは防災訓練に対する補助として計上をしているものです。目の 2、民生費県補助金、節の 3、児童福祉費県補助金ですが、54 万円の補正でございます。これは多子世帯子育て支援事業費県補助金でございまして、10 月から保育料無償化により発生します副食費に対しまして、副食費というのがおかず代ですが、県多子世帯軽減措置でこれまで無料だった児童に対しまして補助するものでございます。県の負担割合が 2 分の 1 の予定でございます。目の 4、農林水産業費県補助金、節 1、農業費県補助金ですが、環境保全型農業総合支援事業費県補助金で 286 万 6,000 円の補正です。これは堆肥センターのホイールローダー導入に伴う単県の補助でございます。その下の節の 3、林業費県補助金ですが、単県林道事業費県補助金で 350 万円の減額でございます。これは次の行の森林・林業・木材産業基盤整備事業費県補助金への変更に伴う減額でございます。森林・林業・木材産業基盤整備事業費県補助金につきましては、事業費が 930 万円でございます。補助率 50%を乗じて 465 万円を計上しております。目の 7、災害復旧費県補助金、節の 1、農業用施設災害復旧費県補助金ですが、277 万 5,000 円の補正です。これは 3 地区分でございますが、下広木原地区用水路分が補助率 65%、百太郎地区配水路分が補助率 65%、ドゴヤ地区、田んぼですね、が、補助率 50%でございます。その下の節の 2、林業施設災害復旧費県補助金ですが、2,589 万 9,000 円の補正です。これは令和元年災林道施設災害復旧費県補助金でございまして、林道槻木北線の 1 号箇所及び 2 号箇所、それと、林道槻木南線の 1 号箇所及び 2 号箇所を予定しているものでございます。補助率は 65%でございます。款の 15、財産収入、項の 2、財産売却収入、目の 4、有価証券売却収入でございますが、675 万円の補正です。こちらにつきましては、株式会社人吉球磨林業機械センター株券の売却収入でございます。同センターからの申し出によるものでございまして、5 万円掛けるの 135 株分でございます。売り渡しの申し込み期日が 9 月 30 日まで。それから、10 月末までには支払い終了予定ということで通知が来ているところでございます。

11 ページでございますが、款の 16、寄附金、項の 1、寄附金、目の 2、指定寄附金で 2 万 9,000 円の補正ですが、まちづくりに対する指定寄附でございます。これは多良木ディスコ実行委員会からの寄付でございます。款の 17、繰入金、項の 2、特別会計繰入金、目の 1、介護保険特別会計繰入金ですが、481 万 6,000 円の補正です。これは、平成 30 年度の決算に伴う精算分の繰り入れでございます。款の 18、繰越金ですが、1,203 万 8,000 円の補正です。今回の補正予算の調整財源として計上するものでございます。なお、補正後の繰越金の残額につきましては 1,382 万円でございます。款の 19、諸収入、項の 4、雑入、目の 5、雑入、節の 1、雑入の説明欄におきまして、防火水槽移転補償料が 548 万 1,000 円の補正です。これは県道人吉水上線改良工事に支障となります防火水槽の移転補償費分でございます。黒肥地字茗の木

地区の部分でございます。その下のプレミアム付商品券売払収入 5,458 万円ですが、プレミアム付商品券の郵便局での販売委託分を予定しております。2,729 人掛ける 2 万円分を見込んでおります。款の 20、町債、項の 1 町債、目の 1 総務債、節の 1、臨時財政対策債ですが、943 万 9,000 円の減です。これは同意額の確定によるものでございます。節の 2、公共施設整備事業債ですが、多目的研修センター改修事業分として 1,280 万円を補正するものでございます。緊急防災・減災事業債を見込んでいるものでございます。目の 8、災害復旧債、節の 3、林業用施設災害復旧事業債ですが、1,230 万円の補正です。これは林道槻木北線 1 号箇所及び 2 号箇所、並びに林道槻木南線 1 号箇所並びに 2 号箇所に充当をするものでございます。充当率は 90%です。

12 ページをお願いいたします。款の 21、環境性能割交付金ですが、297 万 3,000 円の補正です。平成 31 年度の税制改正におきまして、自動車税環境性能割分の臨時的軽減を補てんするために設けられた交付金でございます。

続きまして 13 ページをお願いします。歳出です。款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費、節の 3 で職員手当等、説明欄におきまして、超過勤務手当 208 万 5,000 円の補正ですが、これまでの実績をもとに、今後不足が見込まれる分を補正するものでございまして、総務課、企画観光課、会計室分でございます。目の 5、財産管理費、節の 11、需要費の中の修繕料におきまして、26 万 5,000 円の補正です。これは元下槻木小学校のトイレのドア及び雨樋の修繕分でございます。目の 7、施設管理費、節の 15、工事請負費としまして、多目的研修センター防水等改修工事分を 1,273 万 1,000 円計上いたしております。目の 13、諸費、節の 19、負担金補助及び交付金ですが、くま川鉄道経営安定化補助といたしまして 597 万 4,000 円を計上しております。これは平成 30 年度の鉄道事業経常損失額に伴うものでございまして、損失額の合計 3,789 万 7,000 円に対しまして、本町の負担指数 0.157628792 を乗じたものでございます。目の 14、基金費、節の 25、積立金、説明欄におきまして 2 段目で多良木町森林環境譲与税積み立てでございますが、438 万 8,000 円でございます。先ほど条例改正、条例の方でも出てきましたが、譲与税配分額は 1,301 万 1,000 円でございますが、事業に充当する予定の分を差し引きました残りの 438 万 8,000 円を今回積立予定するものでございます。目の 18、プレミアム付商品券事業費につきましては、7,107 万 9,000 円の計上です。節の 13、委託料におきまして、プレミアム付商品券販売委託料として 80 万 6,000 円を計上しております。これは多良木郵便局と久米郵便局に委託を予定しているものでございます。その下のプレミアム付商品券換金委託料、204 万 7,000 円ですが、こちらにつきましては、多良木町商工会に委託を予定しているものでございます。

14 ページをお願いします。節の 19、負担金補助及び交付金説明欄のプレミアムつき商品券交付金 6,822 万 5,000 円ですが、商品券の換金の際の原資として計上しております。多良木町商工会に交付を予定しております。対象見込み数が 2,729 人掛ける、2 万 5,000 円を見込んでおります。款の 2、総務費、項の 3、戸籍住民基本台帳費、目の 1、戸籍住民基本台帳費、節の 13、委託料におきまして、印鑑登録証明書等システム改修委託料 66 万円を計上しております。これは先ほど条例のところでも出てきましたが、印鑑登録の登録印鑑について新たに氏、旧氏を加えることに伴いますシステムの改修分でございます。

15 ページをお願いいたします。款の 3、民生費、項の 2、児童福祉費、目の 2、児童措置費、節の 19、負担金補助及び交付金ですが、副食費補助として 108 万円を計上しております。10 月からの保育料無料化に伴いまして、県の多子世帯軽減措置で、これまで無料だった児童に対しまして補助をするものでございます。款の 6、農林水産業費、項の 1、農業費、目の 3、農業振興費、節の 19、負担金補助及び交付金ですが、葉たばこ共同育苗施設機械導入支援事業補助として 80 万 7,000 円の計上です。これは、多良木たばこ生産組合の補助でございまして、育苗ハウス省エネ暖房機 2 台分でございます。事業費の 3 割を補助するものです。目の

6、堆肥センター管理費、節の18、備品購入費でホイルローダー購入分720万円の計上です。こちらはホイルローダーの老朽化に伴いまして、単県事業による補助事業で購入を予定しているもので、予定しているものでございます。目の10、農地費、節の19、負担金補助及び交付金で、土地改良区農業農村整備事業費補助として91万円を計上しております。事業主体は百太郎溝土地改良区でございまして、国のガイドラインで示されました、町負担分13%を補助するものです。内容は幹線用水路側壁を復旧するものです。

16ページをお願いいたします。款の6、農林水産業費、項の2、林業費、目の1、林業総務費、節の3、職員手当等におきまして、超過勤務手当101万3,000円の補正です。これは災害の発生に伴う事務量の増加等について補正をするものでございます。目の5、林道費、節の15、工事請負費で林道槻木南線舗装補修工事55万円の補正です。これは現地調査、現地の詳細測量に伴う工事の増加分でございます。

17ページをお願いします。款の8、土木費、項の2、道路橋梁費、目の2、道路維持費、節の13、委託料で道路防災点検委託料として600万円の補正です。町道荒水線地すべり調査に係る地質調査業務委託でございまして、2カ所分でございます。款の9、消防費、項の1、消防費、目の5、災害対策費、節の9、旅費で、多良木町防災士会費用弁償として14万4,000円を計上しております。これは防災士の立ち上げ、立ち上げ時総会、研修会、また、総合防災訓練時等の費用弁償を計上しております。節の13、委託料におきまして、防災訓練委託料として46万5,000円を計上、計上しております。当初、23行政区分を計上しておりましたが、11月24日に実施予定の多良木町総合防災訓練に全部の行政区に参加を依頼するために今回残りの行政区分を補正するものです。款の10、教育費、項の2、小学校費、目の1、学校管理費、節の11、需用費におきまして、修繕料135万1,000円を計上しております。これは多良木小学校の電話修繕分と、柳野分校特別教室のエアコン修繕分でございます。款の10、教育費、項の5、保健体育費、目の2、体育施設費、節の11、需用費におきまして、修繕料120万円を計上しております。これは多良木町民体育館の高圧受電設備修繕分でございます。目の3、ファミリーパーク管理費、節の11、需用費におきまして、修繕料15万円ですが、これは滑り台の修繕分でございます。

18ページをお願いいたします。款の11、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費、目の1、農業用施設災害復旧費で合計の564万4,000円の補正です。節の13、委託料と節の15、工事請負費につきましては、下広木原地区の用水路、百太郎地区の排水路、ドゴヤ地区の田に係るものでございます。目の2、林業用施設災害復旧費、節の15、工事請負費で令和元年災3,984万8,000円を計上しておりますが、これは林道槻木北、林道槻木北線1号箇所及び2号箇所、並びに林道槻木南線1号箇所、及び2号箇所に係る災害復旧工事でございます。款の11、災害復旧費、項の2、公共土木施設災害復旧費、目の1公共土木施設災害復旧費の節の11需用費におきまして、修繕料60万円ですが、町道馬門宮ヶ野線法面修繕分でございます。その下の重機借上料につきましては、小規模災害時の崩土除去等の場合の機械借上料です。

19ページから21ページまでは給与費明細を添付しております。

また、22ページにおきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で、補正3号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩します。

（午前11時10分休憩）

（午前11時19分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11 「議案第 18 号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 11、議案第 18 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 18 号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 153 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 8,021 万 9,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、決算結果が出たことによります国保給付基金への積み立てや、人件費の増が主な補正要因でございます。詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。

6 ページの方をお願いいたします。まず、歳入の方からでございます。款の 7、繰越金、項同じ、目の 2 のその他繰越金ということで、今回、1 億 153 万円の補正をお願いするところでございます。これは、今回補正の財源調整のための予算化でございます。補正後の繰越金予算化可能額は 7,644 万 3,000 円となっております。

続きまして次のページの方をお願いいたします。歳出でございます。まず款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございます。まず、職員手当ということでございますが、139 万円の増額補正でございます。これにつきましては、平成 30 年度に創設され、31 年度から本格的に取り組むこととなりました保険者努力支援制度の業務のその分が増えたということで 2 人分の超過勤務手当でございます。内容につきましては、健診率アップ等の対策、またジェネリック普及対策、メタボリック対策のためのデータ作成等でございます。

また一つ、もう一つ要因といたしましては、係に育児休暇中の職員がおるということも、それも原因でございます。

続きまして、すぐ下の委託料でございます。7 万 4,000 円でございますが、これにつきましては、当初予算で 7 万 5,000 円組んでおりましたが、既に 4 万 8,000 円以上支払っておりますので、今回、その後の支出に備えまして増額補正をする、お願いするところでございます。

続きまして、款の 6 の保健事業費、項の 2、特定健康診査事業費、目の 1、同じでございますが、3,000 円の補正でございます。これにつきましては社会保険料ということでございます。

続きまして、款 7、基金積立金、項の 1 も同じでございますが、目の 1、国民健康保険給付金基金積立金ということで、今回 1 億円の補正をお願いしておるところでございます。これにつきましては、今回、年度末基金残高がこの積み立てを行った後、積み立てが残高が 1 億 7,524 万 4,000 円となる見込みの補正をお願いするところでございます。これにつきましては、平成 30 年度末の決算におきまして、その実質収支額が 1 億 7,797 万 5,000 円でございますが、平成 27 年度末の実質収支と比べて、すいません、実質収支が 7,521 万 5,000 円ございましたので、比較いたしますと、1 億 276 万円増えた、増えているということで、今回、基金に積み立てていただく、補正をお願いするところでございます。

続きまして、款の 8、諸支出金、項の 1、償還金及び還付加算金、目の 6、その他償還金ということで、6 万 3,000 円の補正をお願いするところでございます。国県補助金返納金ということで、これにつきましては、平成 30 年度事業費確定に伴う精算返還金でございます。

あと、次のページは給与費明細書を付けております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

## 日程第 12 「議案第 19 号」 令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 19 号令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第 19 号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入については、今回は変更はございません。収益的支出につきまして、営業費用を 80 万 2,000 円増額いたしまして、1 億 7,519 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正、補正につきましては、本年 11 月に予定をしております水道技術管理者資格取得講習会への受講をするための経費を計上をしたものでございます。

次のページをお開きください。実施計画補正第 1 号でございますが、款の水道事業費用、項、営業費用、目、総係費に今回 80 万 2,000 円を増額いたしまして 3,682 万 9,000 円とするものでございます。

次をお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。1 の業務活動によるキャッシュフローの 1 番上の当年度純利益におきまして今回収益的支出に 80 万 2,000 円の支出を予定することから、当初計画をしてました 170 万 2,000 円から今回 90 万円となることから、1 番下の資金期末の残高、資金期末残高でございますけれども、1 億 9,908 万 1,000 円を予定するものでございます。

次に予定貸借対照表でございます。まず資産の部でございますが、中下の 2 の流動資産の (1) 番、現金預金でございます。先ほどのキャッシュフローでありました 1 億 9,908 万 1,000 円を予定をしておりますして、資産の合計を 16 億 2,615 万 6,432 円としております。

次に、4 ページですけれども、負債の部でございますが、こちらにつきましては、当初と同額を計上しております。次の資本の部でございます。資本の部の 7 の剰余金でございます。(2) 番の利益剰余金の当年度未処分利益剰余金といたしまして、先ほどありました純利益 90 万円となることから、資本の合計が 9 億 6,646 万 1,317 円ということでありまして、負債資本の合計と合計額は資産と同額といたしております。

次のページをお開きいただきたいと思っております。予定の損益計算書でございます。今回、2 の営業費用の (4) 番、総係費が 80 万 2,000 円の増加によりまして 3,682 万 9,000 円となることから、営業利益が 219 万 1,000 円となります。営業外収益費用含めました経常利益につきましては、先ほど言いましたように 90 万円を予定をしているところでございます。最後に、80 万 2,000 円の内訳でございますが総係の中で旅費といたしまして 54 万 2,000 円、こちらが学科講習と実技研修の旅費でございます。と、負担金といたしまして講習会負担金として 26 万円を計上いたしております。

以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 日程第 13 「議案第 20 号」 令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 20 号、令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 20 号についてご説明申し上げます。



令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,801 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 5,476 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成 30 年度分の国県負担金及び交付金等の精算に伴うものが、主な補正要因でございます。詳細につきましては事項別明細書の方でご説明申し上げます。

5 ページのほうをお願いいたします。まず歳入でございます。款の 4、支払基金交付金、項の 1、同じでございますが、目の 1、介護給付費交付金ということで補正額が 262 万円でございます。これにつきましては過年度分の介護保険の給付交付金ということで、これにつきましては平成 30 年度事業費確定に伴う精算追加交付金でございます。

続きまして、款の 7、繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 2、その他一般会計繰入金ということで、45 万 5,000 円の歳入増で、補正増でございます。これにつきましては、事務費繰入金ということで、歳出の介護保険制度改正に伴う電算システム改修費用分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、款の 8、繰越金でございます。今回 1,494 万 1,000 円の増額補正をお願いするところでございますが、これにつきましては今回の補正予算に伴い、財源調整のため、繰越金を予算化するものでございます。補正後の予算化可能額は 6,856 万 9,000 円ということになっております。

次のページをお願いいたします。6 ページでございます。歳出でございます。まず、款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございます。委託料で 45 万 4,000 円の増ということでございますが、介護保険制度を改正システム改修委託料ということで、これにつきましては、電算システムの改修費用でございます。

続きまして、すぐ下の項の 3、介護認定審査会費ということで、目の 1、認定調査会費でございます。1,000 円の増額補正でございますが、社会保険料でございます。次の款の 2 につきましては、財源組み替えでございますので、省略させていただきます。

次のページの 7 ページ、款の 3、地域支援事業費、項の 3、包括的支援事業費、目の 5、認知症総合支援事業費でございます。全体で 61 万 2,000 円の減額補正でございますが、まず、報酬の非常勤職員で 154 万 8,000 円の減。共済費の非常勤職員公務災害補償、組合ということで、減額の 1,000 円、次の賃金ということで、認知症地域支援事業費賃金ということで 92 万 3,000 円の増、次の旅費ということで、普通旅費で 1 万 4,000 円増でございますが、これにつきましては、当初、非常勤職員の雇用を予定しておりましたが、臨時職員雇用とさせていただきたいものですから、今回、予算の組み替えをお願いするところでございます。次の款の 5、でございます。諸支出金、項の 1、償還金及び還付加算金、目の 2、償還金でございます。1,335 万 7,000 円の増額補正でございますが、国県補助金等返納金ということで、これにつきましては、平成 30 年度事業費確定に伴う精算返納金でございます。内訳としまして、介護給付費負担金返納金が 1,052 万 2,989 円、地域支援事業費交付金返納金といたしまして 283 万 4,461 円ということになっております。

続きまして、すぐ下の款の 5、項の 2、繰出金、目の 1、一般会計繰出金ということで、481 万 6,000 円の増加、増額補正をお願いしておりますが、これにつきましては、平成 30 年度事業費確定に伴います一般会計への精算繰り出しでございます。これにつきましては、当初、概算で一般会計から繰り入れておりましたが、平成 30 年度事業費が確定しましたので、今回精算を行うということでございます。

次の 8 ページは給与費明細書を付けております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 14 「議案第 21 号」 令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 21 号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 21 号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出の予算、予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、98 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,808 万 3,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成 30 年度分の後期保険料負担金確定及び人件費増が主な要因でございます。詳細につきましては事項別明細書の方で説明させていただきます。

5 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の 1、後期高齢者医療保険料、項の 1、同じでございますが、目の 2、普通徴収保険料ということで 7,000 円の増額補正をお願いしております。今回、これにつきましては、今回補正予算の財源調整及び決算見込みによるものでございます。次に款の 3、繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 1、事務費繰入金でございます。38 万 9,000 円の増額補正でございますが、これにつきましては、歳出の超過勤務手当分を一般会計から繰り入れるということでございます。

続きまして、款の 4、繰越金でございます。今回 58 万 4,000 円の増額補正をお願いしておりますが、これにつきましては、今回補正予算の財源調整のため、繰越金全額を今回予算化するものでございます。

続きまして、次のページの 6 ページの方をお願いいたします。歳出でございます。まず款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございますが、38 万 9,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、超過勤務手当ということでこれにつきましては、担当者が現在育児休暇中ございまして、その業務に係る超過勤務をお願いしたいというところでございます。

続きまして、款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金、項の 1、同じでございますが、次の目の 1 も同じでございます。今回 59 万 1,000 円の補正をお願いしておるところでございますが、説明欄で熊本県後期高齢者医療広域連合被保険者保険料負担金ということで、内容につきましては、出納整理期間に収納いたしました過年度、過年度分の保険料及び平成 30 年度分の保険料負担金が確定したことによります追加負担があるものですから、増額補正をお願いするところでございます。

次の 7 ページは給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 15 「議案第 22 号」 平成 30 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算  
の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 22 号、平成 30 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第 22 号についてご説明申し上げます。

平成 30 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、1、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 30 年度多良木町上水道事業会計未処分利益剰余金 1,756 万 6,997 円を全額減債積立金に積み立てるものとするものがございます。2、法第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度多良木町上水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものがございます。

それでは 30 年度の決算についてご説明申し上げます。会計決算書の方をいきたいと思います。まず 1 ページでございます。決算報告書の (1) 番です。収益的収入及び支出です。収入の予算執行状況を見ますと、収入の決算額が、1 億 7,911 万 130 円となっております。前年度と比較いたしまして 1.06%の減少となっております。支出につきましては、決算額が 1 億 5,806 万 2,970 円で前年度と比較いたしまして、0.6%の増加となっております。

(2) 番、資本的収入及び支出でございます。収入におきましては、決算額が、269 万 9,540 円となっております。こちらにつきましては、消火栓設置工事等の負担金等となっております。また、支出に、支出におきましては、決算額 1 億 908 万 1,064 円で、このうち、建設改良費が 6,568 万 7,084 円と、企業債償還金 4,339 万 3,980 円でございます。なお、資本的収入が資本的支出に不足する額 1 億 638 万 1,524 円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補てんをしているところでございます。

次に、3 ページをお開きください。損益計算書でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業利益につきましては、997 万 6,158 円となりまして、営業外収益と営業外費用の合計といたしました経常利益につきましては、1,756 万 6,997 円を確保いたしまして、これが当年度の純利益となっております。

次に、4 ページの剰余金計算書についてご説明申し上げます。前年度の利益剰余金につきましては、2,239 万 5,102 円を減債積立金として積み立てておるため、現在におきます減債積立金残額が 1 億 5,288 万 4,866 円でございます。当年度の未処分利益剰余金を加えますと、積立金残高につきましては、1 億 7,045 万 1,803 円となるものがございます。

次に、貸借対照表について、対照表についてご説明申し上げます。まず、5 ページの資産の部ですけれども固定資産の合計が 13 億 8,379 万 3,365 円となりまして前年比 1.9%の減となっております。また、流動資産の合計でございますが 2 億 9,665 万 2,799 円ということで前年度比 0.2%の増となっております。資産合計につきましては、16 億 8,044 万 6,164 円で前年度比較いたしまして、1.5%の減少となっております。

次に、6 ページの負債の部でございます。固定負債の合計が 2 億 7,815 万 1,071 円ということで、前年度比 23.9%の減となっております。次に、流動負債でございますが 7,593 万 381 円でございます。前年度比 24.6%増となっております。また、繰り延べ収益を加えました負債合計につきましては 7 億 1,750 万 4,805 円といたしまして、前年比で 5.7%の減少となっております。資本の部につきましては、資本金につきましては、昨年度と同額となっております。剰余金につきましては、当年度未処分利益剰余金を計上するため、1 億 7,045 万 1,803 円となりまして、前年度比 11.5%の増となっております。

次に、7 ページをお開きください。キャッシュフローの計算書でございます。下段の 3 段目ですけれども、資金の増加額につきましては、341 万 1,998 円の減となっております。資金の期末残高につきましては、2 億 8,282 万 2,053 円となっております。次に、6 番の平成 30 年度の多良木町上水道事業会計で剰余金処分計算書でございますけれども、議案の第 1 項でご提案いたしました処分利益剰余金 1,756 万 6,997 円を今後の経営安定化を図り、将来の企業債償還の資金とするために全額減債積立金に積み立てるものがございます。

次に飛びまして、10 ページをお開きいただきたいと思っております。8 の工事費でございますが、(1) の建設工事費ということで、平成 30 年度の主な工事状況を表しております。今回、老

朽管更新によります布設替工事を5カ所、加圧ポンプの更新工事を1箇所、電気計装改修工事を1箇所行いまして、設備の充実を図っております。また、道路改良工事に伴いまして2カ所の配水管の布設替工事も実施をしたところでございます。次に、下段の(2)番の修繕工事等でございますけれども、漏水等による修繕業務といたしまして、70件の修繕工事を実施をしたところでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。9番の業務でございます。平成30年度末の給水戸数でございますけれども、前年度より3戸減の3,578戸でございます。給水人口は93名の減の9,071人となっております。計画給水人口から見ました普及率につきましては、86.7%となっているところでございます。また年間の配水量につきましては、90万6,048立方メートルで、前年度より2万7,542の減となっております。またあわせて年間の給水量でございますけれども、82万9,164立方メートルで、前年度より2万3,006の減となっております。有収水量率につきましては91.5%ということで、前年度より0.2%の増となった結果でございます。年間配水量及び給水での減少につきましては、節水意識の高まりや給水人口の減少による水需要の減少、または漏水対策の効果によるものと考えておるところでございます。また、1立方当たりの給水単価は180円でございます。給水原価162円55銭を17円44銭上回っているところでございます。

続きまして(2)の事業収入でございます。12ページでございます。給水収益におきましては、1億4,925万43円で、前年度比で331万3,426円の減となっております。こちらにつきましては、給水量の減少が主な要因になる要因だと考えております。また、事業収益につきましては、1億6,836万6,565円となりまして、前年度と比べますと、179万5,801円の減となっておりますけれども、これも給水収益の減によるものでございます。次に、(3)番の事業費用につきましては、営業費用が1億3,974万7,456円と、前年度と比較しまして448万8,861円の増加となっております。こちらにつきましては、原水及び浄水費、また配水及び給水費がそれぞれ増加したためでございます。

以上、決算につきましては説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋裕子さん) ここで昼食のため暫時休憩します。午後は一時から始めます。

(午前11時53分休憩)

(午後1時00分開議)

## 日程第16 「議案第23号」 平成30年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第16、議案第23号、平成30年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) 議案第23号、平成30年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度多良木町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

まず決算書の7ページから8ページをお願いいたします。一般会計の歳入合計を記載してあります。歳入予算の現額ですが、72億3,079万5,000円に対しまして、調定額の合計が72億7,212万3,477円、収入済額合計が72億2,340万8,458円、不納欠損額が126万9,405円、収入未済額が4,744万5,614円でございます。

続いて13ページから14ページをお願いいたします。歳出の合計を記載しておりますが、歳出予算現額が72億3,079万5,000円に対しまして、支出済額が68億2,282万9,728円、翌年度繰

越額が2億5,928万3,000円、不用額、予算残でございますが、1億4,868万2,272円でございます。ページがずっと飛びまして251ページをお願いします。

一般会計の実質収支に関する調書でございますが、これはこちらは単位が1,000円でございます。区分1の歳入総額72億2,340万9,000円、それから、2歳出総額68億2,283万円を差し引きまして、3の歳入歳出差引額が4億57万9,000円でございます。そのうち、4の翌年度への繰越財源といたしまして、(2)の繰越明許費繰越額が7,478万3,000円、5の実質収支額が3億2,579万6,000円でございます。中身につきましては、主なもののみ説明をさせていただきたいと思っております。

まず戻りまして15ページ16ページをお願いします。款の1、町税でございますけれども、主なもの、それから対前年度増減の理由などを主に説明させていただきます。収入済額が7億9,203万2,935円でございます。対前年度比で0.8%、631万9,238円の減でございます。増減の主な理由としましては、固定資産税の評価替えに伴う調定額の減などがございます。特に家屋分につきましては885万5,000円の減となっているところで。

17ページの款の2、地方譲与税から、21ページの款の10、交通安全対策特別交付金まででございますが、こちらは地方自治体が自らの裁量で使用できる一般財源等といたしまして、それぞれの算定基準に基づき交付されるものでございます。財源となります国税、県税などの収入状況によりまして、毎年の交付額も増減をするものでございます。

21ページの款の9、地方交付税でございますが、歳入総額の40%を占めております。地方交付税につきましては、29億1,354万7,000円ということで、対前年度比で2.4%、7,078万6,000円の減でございます。内訳としまして、普通交付税が26億9,555万5,000円、特別交付税が2億1,799万2,000円です。普通交付税につきましては、対前年度比で3.5%、9,849万6,000円の減でございます。理由につきましては、普通交付税の算定におきまして、基準財政需要額に算入される額のうち過疎対策事業債の元利償還金分が3,327万1,000円の減となっているところで。また、地域経済雇用対策費という基準財政需要額算入項目が平成30年度から廃止されたことに伴う影響額が2,382万6,000円でございます。さらに基準財政需要額の算定に用いる各種補正係数の減などが主な理由となっております。

款の11、分担金及び負担金は、収入済額が7,472万8,170円で対前年度比19.2%、1,773万929円の減でございます。減の主な理由としましては、平成29年度決算におきましては、災害復旧費分担金の繰越明許費分が2,134万円ほどありましたが、平成30年度ではそれがなかったことなどが主な理由でございます。

25ページをお願いいたします。款の12、使用料及び手数料でございますが、収入済額が1億1,019万5,292円、対前年度比で2.2%、240万円ほどの増でございます。主な使用料としましては、総務使用料の中の施設等使用料で都市農山村交流施設ブルートレインですが、この使用料が1,148万6,450円、下段の方のふれあい交流センターえびすの湯の使用料が2,081万2,070円、

次の28ページの上から3段目あたりの土木使用料町営住宅家賃でございますが、これが6,841万4,995円等でございます。増加要因としましては、ブルートレインの使用料が171万3,000円の増等となっております。29ページをお願いします。款の13、国庫支出金の収入済額が6億3,955万5,549円です。対前年度比で12.9%、9,482万ほどの減です。

国庫支出金のうち主なものとしましては、30ページ下段の方の児童手当負担金が9,244万9,999円、32ページの上段の方の障害者福祉費負担金が1億7,102万5,130円、32ページ下から3段目ほどの総務費補助金のうち、備考欄にございます地方創生推進交付金が3,137万8,000円、34ページですが、上段の方の児童福祉費補助金が備考欄中段ほどにありますが、教育・保育給付交付金町内私立保育園分、1億6,697万6,081円ほか、合計の2億220万3,244円です。

34 ページ下段の方の道路橋りょう費補助金の備考欄にあります。社会資本整備総合交付金が 4,371 万 5,000 円、36 ページですが、上の方の上段の方の住宅費補助金の備考欄にございます。社会資本整備総合交付金が 2,187 万円等が主なものでございます。対前年度比 9,400 万円の減の理由として主なものとしましては、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が 1,267 万円ほどの減、また、道路整備交付金が 583 万円ほどの減、社会教育費補助金の社会資本整備総合交付金が 2,400 万円ほどの減、地方創生拠点整備交付金、公民館改修分ですが、これが 4,472 万円ほどの減などとなっております。

38 ページをお願いします。款の 14、県支出金の収入済額が 7 億 9,585 万 1,642 円、対前年度比で 10.0%、7,225 万円ほどの増です。県支出金の主なものとしましては、38 ページ中段ほどの国民健康保険基盤安定費県負担金が 3,864 万 9,602 円、同じく中段の後期高齢者医療保険基盤安定費負担金が 3,892 万 2,610 円、その下の児童福祉費県負担金が備考欄上段の方ですが、教育・保育給付費県負担金町内私立保育園分で 7,754 万 9,298 円ほか、合計で 1 億 7,149 万 5,207 円です。

下段の方の障害者福祉費県負担金が 8,553 万 5,489 円、44 ページですが、上段の方の農業費県補助金の備考欄におきまして、上から 2 段目あたりの中山間地域等直接支払制度県交付金が 6,940 万 3,960 円、同じく備考欄の中段あたりで、多面的機能支払事業県交付金が 6,897 万 7,615 円ほか、合計で 1 億 8,414 万 6,436 円でございます。下段から 2 番目の地籍調査推進事業費県補助金が 3,464 万 3,250 円、その下の林業費県補助金が備考欄におきまして、備考欄上段におきまして、森林環境保全直接支払事業費県補助金で 1,560 万 2,600 円ほか合計で 4,959 万 9,300 円です。

46 ページですが、中段あたりの農林水産業費県補助金の繰越明許費分が合計で 6,041 万 1,000 円、48 ページですけれども、上から 3 段目あたりの災害復旧費県補助金が合計で 1,853 万 511 円、下から 3 段目あたりの県民税徴収費委託金が 1,308 万 7,627 円等でございます。県支出金の対前年度比約 7,200 万円増の主な理由としましては、強い農業づくり事業費県補助金の 5,791 万円ほどの増、それから教育・保育給付費県負担金町内私立保育園分で 2,137 万円ほどの増等が主な要因となっております。

51 ページをお願いします。款の 15、財産収入でございますが、収入済額が 7,150 万 3,535 円、対前年度比で 13.1%、1,077 万円ほどの減です。減の主な理由としましては、54 ページの中段あたりの町有林立木売却収入が 5,834 万 4,763 円ということで、前年度と比較して 907 万円ほどの減です。

また、52 ページに戻りますが、各種基金の利子が 117 万円ほどの減等が主な減少要因でございます。

53 ページの款の 16、寄附金の収入済額が 3,107 万 4,000 円、対前年度比で 13.2%、460 万円ほどの減です。

54 ページの下から 2 段目ほどのふるさと納税が、前年 3,227 万 7,000 円に對しまして、30 年度が 2,872 万 4,000 円ということで、355 万円ほどの減です。54 ページの下段の方で款の 17、繰入金でございますが、収入済額が 5 億 9,549 万 3,682 円で、前年度比 4,435.8%、5 億 8,236 万 5,014 円の増です。増加の主な理由としましては、56 ページの上から 3 段目あたりの多良木町減債基金取り崩し 5 億 8,649 万 8,000 円を行ったことなどがございます。これは起債の償還に充てるものでございますが、本年度は特に本年度、平成 30 年度は特に縁故債等について将来負担を軽減するために一部繰上償還分を行いまして、繰上償還分 3 億 5,480 万 2,000 円に對しましてこの基金を充当したものでございます。款の 18 の繰越金ですが、収入金額が 4 億 3,149 万 5,500 円で、対前年度比で 5.4%、2,204 万 3,000 円の増です。純繰越金が 6,480 万 3,000 円の増、繰越明許費充当繰越金が 4,276 万円の減、差し引き 2,204 万 3,000 円の増です。

57 ページをお願いします。款の 19、諸収入ですが、収入済額が 5,948 万 153 円で、対前年度比 17.1%、1,223 万円ほどの減です。諸収入の主なものにつきましては、58 ページの下から 5 段目あたりの各種受託事業収入の合計で 2,361 万 4,563 円、60 ページの中段あたりの雑入の合計で 3,486 万 5,554 円等でございます。雑入の主なものにつきましては、62 ページの中段あたりで、備考欄中段あたりで、益城町派遣職員給与等負担金 583 万 9,095 円、その二つ下の熊本県市町村振興協会市町村交付金 364 万 1,541 円、それから、数行下のたらぎ農林商工祭負担金 300 万円、2 行下のコミュニティー助成事業助成金 250 万円、64 ページですが、備考欄上から 4 段目あたりで、多良木町観光協会補助金過年度返納金 219 万 3,265 円等でございます。対前年度減の主な理由としましては、前年度にスポーツ振興くじ助成金 1,600 万円があったのが平成 30 年度ではなかったこと等でございます。

65 ページ、66 ページですが、款の 20、町債でございますが、収入済額が 4 億 3,279 万 6,000 円で対前年度比 20.8%、1 億 1,289 万 5,000 円の減です。内訳としまして、前年度と比較しますと、公共事業等債が 1,850 万円、2,900 万円の減、辺地対策事業債が 4,850 万円、3,840 万円の増、過疎対策事業債が 1 億 8,340 万円、5,220 万円の減、緊急防災減災事業債が 1,890 万円、110 万円の減、災害復旧事業債が 610 万円、40 万円の増です。一般補助施設整備事業債が 30 年度ありませんでしたが、対前年度で 6,500 万円の減となっております。臨時財政対策債が 1 億 5,739 万 6,000 円で 439 万円ほどの減となっております。合計で 4 億 3,279 万 6,000 円で、対前年度比 1 億 1,289 万円ほどの減となっております。

70 ページでございますが、歳入合計が下段の方で 72 億 2,340 万 8,458 円でございます。

次の 71 ページからが歳出でございます。議会費でございますけれども、対前年度 0.9%減でございます、7,890 万 2,846 円ということで、前年度並みでございます。

73 ページの総務費ですが、8 億 842 万 2,808 円で 10.5%、9,521 万円ほどの減です。

76 ページの方で、中段あたりで一般管理費の公債費がありますが、備考欄で支出済額が 146 万 5,474 円でございますが、このうち 100 万円につきましては北海道の胆振東部地震の際に、南幌町へお見舞い金として支出をしております。

総務費の中で金額が大きいものにつきましては 87 ページ、88 ページの電算管理費で 9,324 万 5,047 円、91 ページ、92 ページの企画費で合計 5,371 万 7,500 円、99 ページ、100 ページで基金費の積立金が 3,384 万 5,000 円、101 ページ、102 ページで地方創生推進交付金事業費が合計で 6,424 万 2,707 円等でございます。減少要因としまして、前年度は地方創生拠点整備交付金事業繰越明許費分でございますが、これは久米公民館と黒肥地公民館の改修分がございましたが、平成 30 年度はこれがなかったことなどが主な要因となっております。

117 ページでございます。民生費でございますが、合計の 20 億 3,501 万 1,451 円で 2.6%、5,424 万円ほどの減でございます。民生費につきましては、歳出の 29.8%で歳出の最大の割合を占めております。内訳としましては、児童、障害児、障害者、高齢者等の医療福祉関係に係る経費等でございます。減少要因としましては、前年度は臨時福祉給付金事業について 4,066 万円、前年度にありました臨時福祉給付金事業について、4,066 万円ほどの減となったことが主な要因でございます。

141 ページをお願いします。衛生費でございますが、6 億 4,573 万 6,682 円で、0.9%、581 万円ほどの減です。衛生費につきましては、住民の健康予防、環境衛生などの保健衛生関係の経費でございます。額の大きいのが、144 ページでございますが、上段の方の公立多良木病院企業団の負担金合計で 2 億 4,450 万 2,000 円ほど合計であります。

それと、152 ページの人吉球磨広域行政組合負担金で、深田埋立処分費から次のページの中段あたりの免田葬祭費までの合計で 1 億 3,346 万 5,000 円の支出でございます。減少要因としまして、人吉球磨広域行政組合負担金が 819 万円ほど減となっております。

156 ページをお願いします。款の 6、農林水産業費ですが、7 億 9,303 万 8,148 円で 17.3%、

1億1,690万円ほどの増です。農業費全体では6億2,255万531円支出しております。

162 ページをお願いします。農業振興費の補助金でございますが、備考欄の中段あたりで、攻めの園芸生産対策事業費補助で729万5,000円支払っております。2行下の広域農業法人組織経営安定化支援事業補助で300万円の支出です。その下の振興作物農業機械等導入支援事業で504万6,000円の支出です。その下でくまもと土地利用型農業競争力強化推進事業補助で1,500万円の支出です。目の3の農業振興費の繰越明許費分として、生産技術高度化施設整備補助としまして5,791万1,000円を支出しております。

164 ページをお願いします。畜産業費の分担金、負担金、分担金補助及び交付金の中で、備考欄におきまして、下から3番目ほどで、優良繁殖雌素牛確保促進事業補助で133万円ほか補助金を支出しております。目の8、地産地消推進事業費の中で報償費として、ふるさと納税謝礼を1,452万6,985円の支出をしております。

170 ページをお願いします。地籍調査事業の中で13番委託料の合計で5,977万3,162円の支出です。

171 ページでございますが、ほ場整備事業費の中の負担金補助及び交付金で、備考欄中段におきまして、農業水利施設保全合理化事業第2多良木地区で2,975万円、その下の農業水路等長寿命化・防災減災事業第2多良木地区で4,025万円の支出です。

176 ページをお願いします。上から3段目ほどですが、多面的機能支払事業費の中で、多面的機能支払交付金が9,197万155円の支出です。

続いて、177 ページの林業費でございますが、合計で1億7,005万7,617円でございます。主なものとして、180 ページの19負担金補助及び交付金ですが、補助金の上から三つ目の木材需要拡大推進事業補助で429万4,000円でございます。また、その下段の方の有害鳥獣捕獲事業補助で935万4,000円支出しております。2つ飛んで林業・木材産業生産性強化対策事業補助で999万円の支出です。

182 ページをお願いします。造林費の委託料として合計で5,747万2,951円の支出です。目の4の森林研究・整備機構分収造林受託事業費の中で委託料としまして、複層林誘導伐事業委託料として959万3,640円を支出いたしております。以上が主なものでございます。農林水産業費の対前年度増加要因としまして、農業振興費の中の生産技術高度化施設整備補助で5,791万ほどの増加をしております。

185 ページをお願いします。款の7、商工費ですが、6,841万9,984円で11.1%、856万ほどの減です。減少要因として、前年度は、商工業振興費の繰越明許費の中で、中小企業振興補助727万円がございましたが、平成30年度はそれがなく、また、住宅リフォーム補助が319万円ほど減少していることなどがございます。

193 ページをお願いします。款の8、土木費ですが、5億6,990万8,671円で22.1%、1億298万円ほどの増です。道路、道路橋りょう費、住宅建設費、下水道事業繰出金などが主なものでございます。対前年度の主な増加要因は、197 ページから198 ページ下の方の道路維持費が7,891万円ほどの増、203 ページから204 ページ中段あたりの住宅建設費が795万円ほどの増等がございます。

203 ページの款の9、消防費ですが、2億6,906万2,968円で12.4%、2,690万円ほどの増です。主なものとしましては、上球磨消防組合への負担金が1億8,033万1,862円、206 ページで、非常備消防費の中の報酬で消防団員報酬が1,352万3,000円、208 ページで、消防施設の中の備品購入費におきまして、小型動力ポンプ及び消防積載車の合計が1,425万6,000円、210 ページですが、節の13、委託料の中で、防災行政無線デジタル化調査設計業務委託料が864万円、節の15の工事請負費で災害用マンホールトイレ整備工事分が733万1,930円等でございます。前年度に対する増加要因としましては、上球磨消防組合に対する負担金が3,700万円ほど増加したこと等です。



209 ページ、下の方の教育費ですが、4 億 3,266 万 8,192 円で 16.8%、8,736 万 3,085 円の減です。学校教育、社会教育、保健体育にかかる経費等でございます。対前年度に対する減少要因としましては、前年度におきましては、歴町 50 選事業として、旧白濱旅館の改修事業が、現年度分、繰越分を合わせて 5,943 万ほどありましたが、30 年度におきましてはこれがないこと、また、239 ページの目の 2、体育施設におきまして前年度は 15 節の工事請負費として多目的総合グラウンド改修工事 3,568 万円がありましたが、30 年度ではこれがないこと等が主な原因です。

245 ページをお願いします。款の 11、災害復旧費ですが、8,117 万 934 円で 69.3%、3,312 万円ほどの増です。これは農業用施設で 601 万円の増、林業用施設で 629 万円の増、道路で 1,754 万円の増、河川で 327 万円の増等となっております。

247 ページでございますが、款の 12 の公債費ですが、10 億 4,048 万 7,044 円で 51.7%、3 億 5,480 万 2,539 円の増です。前年度に比較しまして元金償還が 3 億 6,632 万 9,594 円の増、利子償還が 1,152 万 7,055 円の減となっております。特に、元金償還におきましては、通常の償還に加えまして、減債基金の繰り入れを活用して 3 億 5,480 万 2,000 円の繰上償還を実施しております。このために前年度に対して大幅増となっております。

次に、お配りしております決算資料の 3 ページをお願いしたいと思います。もうすぐ終わりますのでよろしく申し上げます。決算書にあります 3 ページです。決算資料財政分析等の 3 ページですが、節の合計を出してるところです。このうち給与、職員手当等につきましては、町長、副町長、教育長を含みます職員に係るものでございます。給料と職員手当等合計で 7 億 2,572 万 4,000 円でございます。10.6%を占めております。11 の需用費につきましては修繕料が大きく、次いで光熱水費、消耗品費の順になっております。13 の委託料につきましては、外部委託の経費ですけれども 6 億 6,856 万 9,000 円です。節の 15 の工事請負費は 3 億 2,128 万 1,000 円ということで、前年度比 26.1%の減です。19 節の負担金補助及び交付金ですが、この割合が 1 番大きくなっておりまして、18 億 9,650 万 3,000 円ということで、総額の 27.8%を占めております。また、節の 20、扶助費につきましても 7 億円を超えております。節の 23、償還金利子及び割引料につきましては、主に地方債の償還関係でございます。10 億 5,666 万 6,000 円でございます。28 節の繰出金につきましては、他会計への繰出金ということで 5 億 4,753 万 3,000 円です。

5 ページをお願いします。5 ページにつきましては財政用語の解説ということで掲載しております。各種比率等の計算式等について確認をしていただければと思います。6 ページも同様でございます。実質公債費比率でございますが、類似団体との比較におきまして、類似団体より少し率的には高くなっております。

7 ページにつきましては、収入の状況を平成 26 年度から計上しております。下の方には町税の内訳を計上しております。決算分析等の資料につきましては、全国統一的な基準の決算統計、地方財政状況調査の要領によりまして集計をしておりますので、決算書の各項目の合計等とは若干異なる部分がありますので、ご了承いただきたいと思っております。全体の合計については同額でございます。

8 ページですけれども、歳出の性質別経費の状況を掲載しております。3 ページでは節ごとの区分の集計でございましたが、これを性質別に見た場合にならぬかということで集計したものです。大きな項目としまして、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられます。義務的経費のうち人件費が 9 億 6,490 万 5,000 円、扶助費が 12 億 10 万 7,000 円、公債費が 10 億 4,048 万 7,000 円ということで、これは構成比で 47%を占めております。その他の経費につきましては、補助費等の中に一部事務組合とその他とありますが、これを合わせまして 11 億 6,576 万でございます。公立病院は一部事務組合でございますが、公営企業会計ということで決算統計上はその他のところに含まれております。繰出金は他会計への繰り出しとい

うことをごさいますて、7億6,609万2,000円をごさいます。

9 ページにつきまはては、地方債の現在高を記載してあります。このうち区分3番の災害復旧事業債は、元利償還金の90%が普通交付税の基準財政需要額へ算入をされます。6番目の辺地対策事業債は同じく80%算入されます。7番目の過疎対策事業債が70%算入でございます。また21番目の臨時財政対策債につきまはては、地方交付税の代替財源ということで、実質的には、元利償還金全額が今年度の普通交付税に算入されるものでございます。

10 ページにおきまはては、地方債の借入先と借入別の現在高ということで計上してあります。現在高のうち、借入率1.5%以下のものが、47億2,370万5,000円ということで、全体の90%を占めていたるところでございます。11 ページにつきまはては、下水道事業会計の詳細の現在高を掲載してあります。以上で平成30年度一般会計決算についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

### 日程第17 「議案第24号」 平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第17、議案第24号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第24号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出予算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきまはては、決算書の方で説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。こちらの冊子でございます。国民健康保険特別会計（事業勘定）につきまはては、ページの252ページからが決算書となっております。

ではまず、歳入ではございますが255ページの方をお開きください。まず、255ページの歳入済額欄C欄、歳入合計でございますが、平成30年度におきまはては、14億3,090万3,638円を収入いたしてあります。これは平成29年度と比較いたしまして、2億8,118万5,892円の減少となります。この減少要因といたしましては、国民健康保険の制度改正によりまして、財政運営の責任主体が熊本県に移ったためでございます。

次に、歳出でございますが、258ページの方をお願ひいたします。上の方の欄で、支出済額Bのところの1番下が歳出合計になってあります。12億5,292万8,500円を支出してあります。これは前年度と比較いたしまして、2億7,459万232円の減少ということで、この要因といたしましては、歳入と同じで国保の制度改革により、財政運営の責任主体が熊本県に移ったためでございます。

次に、259ページの中ほどの歳入歳出差引額ということでございますが、1億7,797万5,138円となっておりますが、この額は前年度よりも659万5,660円減っております。また、繰越金を除いた単年度収支が結果的に赤字になっておるといふうな結果でございます。

次のページからが事項別明細ということになってありますので、主なところをご説明させていただきます。260ページからになります。まず、国保の全体の状況といたしまして、平成30年度末におきます国民健康保険の加入の状況でございますが、世帯数が1,578世帯でございました。これは前年度と比較いたしまして、65世帯の減でございます。それから被保険者数でございますが、2,690名ということで、前年度と比較いたしまして130名の減でございました。国保の世帯数及び被保険者数は毎年減っている状況にあります。

では歳入の方でございますが、まず款の1の国民健康保険税ということで、右側のページ

で収入済額のところでございますが、2億6,996万6,270円を収入いたしております。収納率につきましては、一般と退職合わせた現年度分で94.96%でございまして、前年度と比較しますと1.13ポイントの増加、同じく、一般と退職合わせました過年度分で14.78%ということで、前年度比1.28ポイントの減少というふうなことでございました。また、収入済額の右側のほうに不納欠損額ということで、滞納繰越分保険税、額で66万400円を計上いたしておりますが、この根拠といたしましては、地方税法第15条の7による不納欠損処分でございます。内訳としましては、処分する財産がない方が2名、生活困窮者が1名、また相続放棄により不納欠損とした分が2名ということで合計5名の分でございます。

次に、262ページの方をお願いいたします。262でございます。款の3の県支出金でございますが、右側のページの収入済額で8億7,771万158円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと7億8,954万円ほど増えているところでございます。この主な要因といたしましては、制度改革により、保険給付費を支出するための財源として新しく節の1の普通交付金、決算額で申しますと、8億5,161万2,158円が創設されたことや、前年度の国庫支出金が本年度は県支出金に移しかえられたことが主な要因でございます。

次に、264ページの方をお願いいたします。款の5の繰入金でございますが、右側のページで収入済額で9,497万8,839円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと、3,020万円ほど減っております。節の区分でそれぞれ区分はいたしておりますが、まず節1の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございますが、これは保険税の軽減を行ったことによるその補てんのための繰入でございます。この財源といたしましては、県費が4分の3でございます。その下の節の2の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）でございますが、こちらは低所得者数に応じて保険税の一定割合を補てんするというもので、その繰入でございます。この財源といたしましては、国が2分の1、県が4分の1ということでございます。その下の節の3の給与費等繰入金は、事務費及び国保運営委員にかかる費用でございます。その下の節の4の出産育児一時金等繰入金でございますが、こちらにつきましては出産一時金の3分の2を繰入るものでございます。その下の節の5の財政安定化支援事業繰入金でございますが、こちらにつきましては一般会計の普通交付税算定時基準財政需要額に算入されるものということでございますので、総務省から示された試算に基づいて繰入を行っておるところでございます。次の節の6のその他一般会計繰入金でございますが、こちらにつきましては、本町で子ども医療費の助成事業を一般会計の方で行っておりますが、この現物給付に係る部分につきましては、国庫支出金の算定において基準額が減額になることから、その部分を一般会計で財政措置をしていただくという形で繰入を行っております。

次に款の6の繰越金につきましては、収入済額が1億8,457万798円でございます。前年度と比較いたしますと6,220万円ほど増えておるところでございます。歳入の主なところは以上でございます。

続きまして、少し飛ばしまして270ページ、270ページの方をお願いいたします。歳出でございますが、款の1の総務費でございますが、右側のページの支出済額で662万205円を支出しております。前年度と比較しますと455万円ほど減っております。主な理由といたしましては、平成25年度におきまして、国保の財政運営責任等の都道府県移行に係る経費としまして、国保システム連携対応改修委託料というのがございまして、459万4,320円ありましたが、この費用減が主な理由でございます。

次に、272ページの方をお願いいたします。款の2の保険給付費でございますが、こちらが医療費に係る国保の給付分ということで、この特別会計の中心部分となります。右側のページの支出済額で8億5,741万9,682円を支出しております。前年度と比較しますと3,140万円ほど減っておりますが、また平成30年度の1人当たり保険給付費といたしましては31万176円という状況でございました。ただ被保険者数が年々減少している傾向にございますので、

この1人当たり保険給付費は増加をしているというふうな状況でございます。

次に、ページ飛ばしまして276ページの方をお願いいたします。款の3の国民健康保険事業費納付金でございますが、この事業費納付金は制度改革により新しく設けられたもので医療費等の支払いの財源として算定された額を県へ納付するものでございます。その内訳としまして、項の1の医療給付費分と項の2の後期高齢者支援金等分と項の3の介護納付金分とがございまして、財源は徴収した保険税及び保険基盤安定繰入金等でございます。右側のページの支出済額で合計の3億4,019万4,493円を支出いたしております。

次に飛ばしまして280ページの方をお願いいたします。280です。款の6の保健事業費、下の方の項の2の特定健康診査事業費でございますが、右側のページの支出済額で2,370万6,556円を支出いたしております。主な支出としましては、次のページになりますが283ページでございます。その中ほどに、節の区分で節の13、委託料、備考欄で、特定健康診査委託料ということで837万8,659円や、3段下の総合検診人間ドック委託料、869万3,477円などを支出しておるところでございます。その結果、平成30年度におきましては、国保特定健診の受診率が速報値でございますが55%ということでございます。

次に、すぐ下の款の7の基金積立金で右のページの支出済額3万8,000円を積立ておるところでございます。これは歳入の基金利子に相当する分の積立でございます。この積立を行った後の基金現在高は、7,520万6,978円というふうなことでございます。

次に、284ページの方をお願いいたします。284でございます。ページの中段あたりになりますけど、款の8では、款の方では8の諸支出金、項では1の償還金及び還付加算金となりますが、目の6でございます。目の6、その他償還金でございますが、右側のページの支出済額で1,936万6,168円を支出しております。内容につきましては、事業費確定による精算でございまして、平成29年度療養給付費等負担金1,860万2,693円と、退職者医療に係る療養給付費等交付金76万3,475円の返納金ということでございます。

次に、項の2の繰出金、目の1の直営診療施設勘定繰出金でございますが、右のページの支出済額で256万円を支出しております。これは公立多良木病院事業団の施設整備に係る特別交付金につきまして、町を通して申請するとともに、町を通して受入ることから、公立病院へ繰出を行うものでございます。今回の内訳といたしましては、施設整備に要した費用と、医師の確保対策に要した費用と、救急患者受入態勢支援事業に要した費用でございます。次の目の2の特別会計繰出金74万円につきましては、事業勘定の特別調整交付金で、診療所改築と心電計購入費として受入たものを繰出ものでございます。歳出の説明は以上でございます。

次に最後の286ページの方をお願いいたします。実質収支に関する調書ということでございます。5番の実質収支額でございますが、1億7,797万5,000円ということでございます。これが令和元年度への繰越金となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ここで暫時休憩します。

（午後2時2分休憩）

（午後2時9分開議）

#### 日程第18 議案第25号 平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第18、議案第25号、平成30年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第25号、平成30年度多良木町国民健康保

険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきましては決算書の方でご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。国保特別会計（直診勘定）につきましては、ページの 371 ページからが決算書となっております。

ではまず、歳入でございますが、372 ページの方を開けていただきますようお願いいたします。まず、歳入済額C欄の1番下の歳入合計でございます。1,294万1,858円を収入いたしております。前年度と比較しますと395万5,658円を増加しております。増加要因といたしましては、槻木診療所改修に伴う一般会計繰入金が増が主な要因となっております。

次に373ページの方をお願いいたします。歳出の支出済額B欄の1番下の歳出合計でございます。歳入合計と同額の1,294万1,858円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと、収入同様395万5,658円増加しております。増加要因も、槻木診療所改修が主な要因となっております。そういうことで次のページの中程の歳入歳出差引額は0円というふうなことになるっております。

次の375ページからが事項別明細書となっておりますので、主な部分についてご説明申し上げます。まず、この会計の事業中心部分である診療業務等は公立多良木病院企業団に委託しております。その運営に係る一部補助といたしまして、県から運営補助がございました。また補助残につきましては、町の一般会計から繰入を行うことといたしております。

それでは、歳入でございますが、款の1の県支出金、項の1の県補助金、目の1のへき地診療所運営費県補助金ということで、右側のページの収入済額で311万8,000円を収入いたしております。前年度と比較しますと5万7,000円増えております。この補助金につきましては、補助基準額から診療収入を引いた残りの3分の2が交付されるということでございます。次に款の2の繰入金、目の1の一般会計繰入金でございますが、右側のページの収入済額が908万3,858円でございます。前年度と比較いたしますと390万円ほど増えております。この主な要因といたしましては、槻木診療所改修費用に係るものでございます。次に目の2の特別会計繰入金でございますが、右側のページの収入済額が74万円でございます。これは、特別会計（事業勘定）において、特別調整交付金として受入た診療所改築及び新連携に係るものでございます。歳入は以上でございます。

次に、377ページの方をお願いいたします。歳出でございます。歳出の総額は、右側のページの支出済額で1,294万1,858円を支出いたしております。主な支出内容につきましては、節13の委託料で公立病院に委託しております槻木診療所業務委託料が750万円、診療所改修設計業務委託が46万4,400円。節15の工事請負費で診療所施設改修工事が370万8,658円。節18の備品購入費で心電計が81万円。また節の23では、国県補助金等返納金が42万8,000円で、これにつきましては前年度のへき地診療所運営費補助金の精算に伴う返納金でございます。歳出は以上でございます。

次に、379ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。379でございます。ということで5番目の実質収支額はゼロ円ということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 日程第 19 「議案第 26 号」 平成 30 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 19、議案第 26 号、平成 30 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） 議案第 26 号、平成 30 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会に認定をするためでございます。

ページにつきましては、287 ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入についてですけれども、1 番下の歳入合計の欄で収入済額 1,079 万 2,278 円。前年度と比較しまして 15 万 428 円の増となっております。

続きまして 289 ページをお開きいただきたいと思います。歳出の部になります。支出済額 818 万 4,245 円。前年度と比較いたしまして、109 万 5,873 円の減となっております。歳入歳出差引残額といたしまして 260 万 8,033 円、前年度と比較いたしまして 124 万 6,302 円の増となっております。

続きまして 291 ページをお開きいただきたいと思います。歳入についてでございますが、款の県支出金、項の県補助金、目の農林水産業費県補助金、節の林業費県補助金になります。こちらにつきましては、備考の方をご覧くださいと思いますが、間伐等森林整備促進対策事業費県補助金の方で 379 万 6,000 円の補助金の方をいただいております。これにつきましては、利用間伐を行いまして、場所につきましては新兵衛というところを行っております。こちらの方で 9.24 ヘクタールを利用間伐を行ったその補助金ということになっております。

続きまして款の財産収入、項の財産運用収入、2 の利子及び配当金ということでこちらの方が積立基金利子の方で 1 万 1,859 円をいただいております。とその下の財産売払収入、不動産売払収入になりますけれども、こちらの方が立木代金ということで 381 万 4,765 円。こちらの方が新兵衛の方の利用間伐におきまして、約 335 立米の木材を売った代金ということになっております。とその下の款の繰入金、基金繰入金、財産区基金繰入金ということでこちらの方は基金取り崩しの方で 176 万 3,000 円の方を基金を取り崩して一般会計の方に入れております。

続きまして 293 ページをお開きいただきたいと思います。こちら繰越金になりますけれども、こちらにおきましては、前年度繰越金ということで 136 万 1,731 円の方を繰越しております。諸収入につきましてはコピー代ということで、2,000 円を入れております。

続きまして 295 ページの方をご覧くださいと思います。こちら歳出になります。款の財産区管理会費、項の財産区管理会費、目の財産区総務費になってまいります。こちらにつきましては、報酬のところ久米財産区管理委員 7 名様に年間報酬といたしまして 99 万 4,000 円の方を支払を行っております。款の 2 番の方の財産造成費、項の管理費、目の財産造成管理費の方になります。こちらにつきましても報酬の方で森林監視員さん 2 名分の年報酬ということで、26 万円の方をお支払いしております。

297 ページをお開きいただきたいと思います。こちらの方で節の 12 の役務費の方になりますが、手数料といたしまして、市場それと森林組合の方の手数料といたしまして 52 万 598 円の支払いをしております。とその下の保険料、51 万 2,915 円、こちらの方が森林保険の保険料ということで、約 102 ヘクタール分の森林保険の方を掛けさせていただいております。節の 13 の委託料につきましてですけれども、こちらの方の間伐等森林整備促進対策事業ということで、こちらが 410 万円の方をしております。こちらにつきましては、歳入の方で出てきましたけれども、新兵衛地区の利用間伐 9.24 ヘクタール分の事業費という形になります。その上の伐出費で 61 万 7,432 円とありますけれども、こちらの方につきましては、補助対象でみれなかった分、運搬費等についてこの伐出費という形で支払いの方を行っております。27 番の公課費ですけれども、こちらにつきましては、消費税といたしまして 9 万 7,700 円の方をお支払いしております。

続きまして、項の森林研究・整備機構分収造林受託事業費になります。こちらにつきまし

ては、旅費の1万4,000円だけを使わせていただいております。その下の款の積立金のところになりますけれども、こちらの方が基金積立金という形で53万8,000円の方を積立をさせていただいております。平成30年度末の基金の総額といたしまして2,393万8,152円ということになっております。

続きまして299ページになりますけれども、予備費につきましては使っておりません。

301ページをお開きいただきたいと思っております。実質収支に関する調書になりますけれども、歳入の総額が1,079万2,000円、歳出の総額が818万4,000円、歳入歳出差引額が260万8,000円。実質収支額が260万8,000円となっております。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

## 日程第20 「議案第27号」 平成30年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第20、議案第27号、平成30年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第27号についてご説明申し上げます。

平成30年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算につきましては決算書についてご説明申し上げます。決算書の302ページをお開きいただきたいと思っております。

まず歳入でございますけれども、歳入済額の合計といたしまして1番下段でございます。3億2,248万1,715円でございます。前年度を比較いたしまして1,556万5,000円の増となっております。この主な理由につきましては、下水道整備事業としまして、単独工事等の増による財源の確保と充当でございます。不納欠損についてはございませんので、収入未済額といたしましては、635万3,170円となっておりますのでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございます。歳出の合計でございますけれども、支出済額3億781万3,993円でございます。前年対比といたしまして1,682万1,000円の増となっております。これにつきましては、下水道整備事業費の増加によるものでございます。翌年度への繰越額はございませんので、歳入歳出差引残額といたしまして1,466万7,722円となっておりますのでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。歳入につきまして、事項別明細につきまして主なもののみ説明をさせていただきます。款の1、分担金及び負担金でございます。目の1、事業費分担金といたしまして受益者分担金でございます。現年度分が297万500円の収入でございます。収納率が93.8%でございます。前年比で2.5ポイントのマイナスとなっております。2の滞納繰越分でございます。21万440円の収入となっております。収納率が23.5%でございます。前年比の0.8ポイントの減となっておりますのでございます。次に、款の2、使用料及び手数料でございます。目の1、下水道使用料です。使用料現年分でございますが、1億1,296万370円でございます。収納率が98.3%です。前年比で0.4%の増となっております。2の滞納繰越分ですが、160万7,810円でございます。収納率が31.7%ということで、前年比が3.3ポイントの減となっておりますのでございます。次に、款の3の国庫支出金です。目の1、下水道事業国庫補助金といたしまして、220万円の収入でございます。

次のページでございます。こちらでございますが小林地区の舗装本復旧工事の財源として充当しております。同じく目の2です。下水道事業国庫補助金の繰越明許でございます。567

万円の収入でございまして、こちらにつきましては、下水道事業のストックマネジメントの計画策定の財源に充当しております。次に、飛びまして5ですけれども、5、繰入金、目の1、繰入金です。下水道事業繰入金といたしまして、1億7,480万2,000円でございます。一般会計からの繰入金でございまして、こちらにつきましては、公債費の元金利子の償還に1億5,794万1,000円を充当いたしまして、あとは下水道整備費に1,686万1,000円を充当しているところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。款の8、町債でございます。目の1の下水道債でございまして、節の2の流域下水道事業債として600万円を収入しております。こちらがくま川上流浄化センターの整備事業費の負担金として、債権の起債を収入をしているところでございます。

続きまして歳出です。312ページでございます。歳出につきまして主なものについてご説明申し上げます。款の1、下水道事業費、目の1、下水道整備費でございます。中ほどの11、需用費です。備考欄の4番目の修繕料といたしまして137万9,268円を支出しております。主なものといたしましては、舗装の修繕、汚水マスの修繕等に充てているところでございます。15、工事請負費です。1,401万8,537円を支出しております。こちらが小林地区の舗装本復旧工事として472万3,199円とあと、県道錦湯前線の堂山橋の架け替え工事に伴います下水道の管渠の仮設工事といたしまして929万5,338円を支出しております。次に、18の備品購入といたしまして、公用車1台を購入しております。145万4,353円となっております。次に、19の負担金補助及び交付金といたしまして617万1,000円を支出してありますが、そのうち、流域下水道事業費の負担金といたしまして611万6,600円を支出しております。こちらが球磨川上流浄化センターの脱水機増設工事等の整備事業の負担金となっているところでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。下水道整備費の繰越明許でございます。1,134万円の支出でございます。委託料です。こちらが下水道事業のストックマネジメントの計画策定業務として支出をしているところでございます。

次に、款の2の下水道維持管理費でございます。維持管理に関する経費を支出しておりますが、この中で次のページをお開きいただきたいと思います。25の積立金でございます。4万7,000円でございます。下水道事業の基金積立として基金に繰り入れております。現在高が1億8,706万3,000円でございます。27、公課費でございます。950万1,600円といたしまして、こちらが消費税及び地方消費税の納付をいたしております。次に、項の2の維持費です。節の19の負担金補助及び交付金といたしまして、7,461万9,762円の支出でございます。こちらが汚水処理の負担金といたしまして、浄化センターへの汚水処理負担金としまして5,440万8,150円と、流域下水道の建設分の負担の資本費の負担金といたしまして、2,021万1,612円の支出でございます。

款の3、公債費でございます。目の1、元金の償還金利子及び割引料といたしまして、元金が1億4,034万761円の償還をしております。2の利子といたしまして、2,980万6,540円の利子の償還をしているところでございます。

最後に318ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億2,248万2,000円、歳出総額3億781万4,000円でございます。歳入歳出の差引額が1,466万8,000円でございます。翌年度には繰り越しはございませんので、実質収支額は、1,466万8,000円となるものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第21 「議案第28号」 平成30年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について



○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 21、議案第 28 号、平成 30 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 28 号、平成 30 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきましては、決算書の方でご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。介護保険特別会計におきましては、ページの 319 ページからが決算書となっております。

まず歳入の方でございますが、322 ページの方を開けていただきますようお願いいたします。歳入済額 C 欄の 1 番下の歳入合計でございますが、16 億 3,042 万 3,844 円を収入いたしております。平成 29 年度と比較いたしますと 3,687 万 2,881 円増加しております。増加要因といたしましては、介護保険料収入及び繰越金の増が主な要因となっております。これは平成 30 年度から新しく第 7 期の介護保険事業計画期間となり、介護保険料率が引き上げられたことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、325 ページの方をお願いいたします。上の欄で支出済額 B のところで、1 番下の歳出合計でございます。15 億 4,691 万 2,694 円を支出いたしております。前年度と比較しますと 5,570 万 1,652 円増加しております。この主な要因といたしましては、保険給付費及び地域支援事業費の増、それと精算による前年度国県補助金返納金の増ということでございます。

次に、326 ページの歳入歳出差引額ということで 8,351 万 1,150 円となっておりますが、この額は前年度よりも 1,882 万 8,771 円減っております。

次のページからが事項別明細ということになりますので、主なところをご説明させていただきます。327 ページになります。まず、介護保険の全体の状況といたしまして、平成 30 年度の介護保険第 1 号被保険者数でございますが、年度末でございますが、3,920 名でございます。前年度と比較いたしますと 34 人増ということになっております。介護保険の第 1 号被保険者数は年々増加している状況にあり、認定者数もやや増加している状況にございます。

それでは、歳入の方でございますが、歳入の款の 1 の保険料でございますが、まず前提といたしまして、費用額の 23%を保険料で賄うということで定められております。右側のページの収入済額で 2 億 8,931 万 910 円を収入いたしております。収納率におきましては、現年度分で 99.34%、滞納繰越分で 19.82%、合計いたしますと 97.01%ということでございました。合計の収納率は前年度よりも 0.19%上昇しているというふうな状況でございます。またその収入済額の右側のほうに不納欠損額ということで 30 万 1,910 円を計上いたしておりますが、根拠といたしましては地方税法第 15 条の 7 第 4 項による不納欠損処分でございます。内訳といたしましては、処分する財産がない方が 1 名、生活困窮者が 13 名で合計の 14 名というふうなことになっております。

次に、款の 3 の国庫支出金でございますが、右側のページでページの収入済額で 4 億 1,454 万 384 円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 240 万円ほど減っておりますのでございます。

次に、329 ページの方をお願いいたします。款の 4 の支払基金交付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金がほかの保険者から集めた納付金を交付金として受けるものでございます。右側のページの収入済額で 3 億 8,785 万 4,953 円を収入いたしております。前年度と比較しますと 1,067 万円ほど減っておりますのでございます。

次に、款の 5 の県支出金でございますが、右側のページの収入済額で 2 億 2,078 万 8,188 円を収入いたしております。前年度と比較しますと 230 万円ほど増えておるといふような状況

でございます。

次に331ページの方をお願いいたします。款の7の繰入金でございます。右側のページの収入済額で2億1,535万5,604円を収入いたしております。前年度と比較しますと417万円ほど増えております。主な繰入金としましては、すぐ下の項の1の一般会計繰入金で目の1の介護給付費繰入金、右側のページの収入済額1億7,851万8,000円が町の負担になっておりまして、給付金の12.5%の繰入というふうなことになっております。繰入金の続きでございますが、333ページの方をお願いいたします。真ん中あたりの目の5の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、所得段階区分において、第1段階の負担者の負担割合0.5を0.45に軽減するもので、月額で330円、具体的には月額3,300円のが2,970円に軽減されることによる繰入でございます。

次に款の8の繰越金でございますが、右側のページの収入済額で1億233万円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと417万円ほど増えております。収入の主なところは以上でございます。

次に、飛ばしまして337ページの方をお願いいたします。歳出でございます。まず、337ページから340ページにかけましての総務費関係につきましては、ほぼ例年並みの支出でございました。また介護保険の認定状況でございますが、平成31年3月末におきます本町の要介護等の認定者数でございますが、要支援1の方が33名、要支援2が114名、要介護1が129名、要介護2が162名、要介護3が114名、要介護4が117名、要介護5が74名ということで、合計の743名でございました。また認定率につきましては、19.0%ということで、前年度比0.8%増加しておる状況でございます。

次に、339ページの下の方でございますが、339の下の方でございます。款の2の保険給付費でございますが、こちらが特別会計の中心部分でございます。ちなみに平成31年3月末の受給者数が715名でございます。保険給付費総額の支出状況といたしましては、右側のページの支出済額で14億351万3,316円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと、1,800万円ほど増えております。なお、受給者1人当たりの給付費は約196万円というふうなことでなっております。

次に、保険給付費の内訳といたしましては、項の1の介護サービス等諸費につきましては、要介護者に対する給付費ということで、右側のページの支出済額で12億5,687万138円を支出しております。前年度と比較いたしますと、2,790万円ほど増えておるところでございます。

次に、341ページとなりますが、項の2の介護予防サービス等諸費でございますが、こちらの方は、要支援者に対する給付ということで、右側のページの支出済額が3,656万8,769円となっております。前年度と比較いたしますと1,150万円ほど減っております。これは平成29年度から介護予防通所介護及び介護予防訪問介護が款の3の地域支援事業に移行したためでございます。

次に、343ページでございますが、1番上の項の6の特定入所者介護サービス等費でございますが、この内容といたしましては、所得が低い要介護者等の方が施設サービスなどを利用した場合に、食費や居住費の負担を軽くするための支出でございます。右側のページの支出済額は7,281万6,050円でございます。次に、款の3の地域支援事業費、項の1の介護予防生活支援サービス事業費でございますが、右側のページの支出済額が3,290万1,058円でございます。前年度と比較いたしますと、1,950万円ほど増えております。これは平成29年度から予防給付サービスのうち、通所介護及び訪問介護が地域支援事業へ移行したことと、平成30年度からは新たな通所型サービスといたしまして、短期集中介護予防教室を開始したことが主な要因でございます。

次に、345ページの方をお願いいたします。款の2の一般介護予防事業費でございますが、右側のページの支出済額が740万8,733円でございます。この事業につきましては、現在の状

態に関係なく高齢者が要介護状態となることを予防するために実施する事業費でございます。次に、項の3の包括的支援事業・任意事業費、目の1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、右側のページの支出済額が667万1,318円でございます。この事業につきましては、主に上球磨地域包括支援センターへの委託料でございます。内容といたしましては、総合相談、権利擁護、ケアマネジメント事業支援などでございます。次に、目の2の任意事業費でございますが、右側のページの支出済額が934万8,683円でございます。主な支出としましては、次の348ページの中段となりますが、次のページの方になってしましますが、節の20、扶助費の備考欄で、低所得者に対してのグループホーム入所者家賃等助成事業費796万8,500円でございます。

次に、349ページの方をお願いいたします。款の4の積立金でございますが、右側のページの支出済額で2万円を積立しておりますが、これは歳入の基金利子に相当する部分の積立ということでございます。この積立を行った後の基金現在高は2,646万6,598円というふうなことになります。

次に351ページの2段目でございますが、款では5の諸支出金となりますが、目の2の償還金でございますが、右側のページの支出済額で4,114万6,120円でございます。こちらにつきましては備考欄の国県補助金等返納金ということで、平成29年度の精算分を県及び社会保険診療報酬支払い基金へ返納いたしております。次に、項の2の繰出金、目の1の一般会計繰出金でございます。右側のページの支出済額で884万2,682円を支出いたしておりますが、平成29年度の精算ということで、一般会計へ繰出を行っておるところでございます。歳出の主なところは以上でございます。

次に、353ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。5番の実質収支額でございますが、8,351万1,000円となります。これが令和元年度への繰越金というふうなことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

## 日程第22 「議案第29号」 平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第22、議案第29号、平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第29号、平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきましては、決算書の方で説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。後期特別会計につきましては、ページの354ページからが決算書となっております。

まず、歳入でございますが、355ページの方を開けていただきますようお願いいたします。収入済額C欄の1番下の歳入合計でございます。1億4,184万2,401円を収入いたしております。平成29年度と比較いたしますと153万1,878円の増ということで、この主な要因といたしましては、保険料の収入増でございます。

次に、356ページの方をお願いいたします。歳出の支出済額B欄の1番下の歳出合計でございます。1億4,125万6,570円を支出いたしております。平成29年度と比較しますと、168万3,298円の増ということで、この主な要因としましては、広域連合への負担金の増ということ

でございます。

次に 357 ページの歳入歳出差引残ということで 58 万 5,831 円となっておりますが、この額は平成 29 年度より 15 万円ほど減っておるといふところでございます。

次のページからが事項別明細ということになっておりますので、主な部分について説明させていただきます。358 ページからでございますが、まずこの特別会計におきましては、業務の流れといたしまして、保険料を賦課徴収したものを広域連合へ納付するというのが主な業務の一つでございます。後期高齢者医療に係る給付等につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が行っております。平成 30 年度の年度末の被保険者数につきましては、2,171 名ということで、前年度より 9 名減っておるところでございます。

それではまず歳入でございますが、款の 1 の後期高齢者医療保険料ということで、右側のページで収入済額 8,223 万 6,180 円を収入いたしております。前年度と比較しますと 169 万円ほど増えておるといふような状況でございます。収納率につきましては、現年度分が 99.85%、過年度分が 39.21%、合計で 98.98%というふうな状況でございました。合計の方で前年度と比較しますと 0.45%の増というふうな、増といえますか上昇ですね、という結果でございました。

次に、保険料につきましては、県内均一の保険料というふうなことでございまして、平成 26 年度以降同じ保険料率で運用されておるといふところでございます。また運営にかかる負担割合といたしましては、国県市町村で給付の 5 割を負担しております。また現役世代からの支援金で 4 割を負担し、残りの 1 割を被保険者が保険料として負担するというふうな仕組みになっております。

次に款の 3 の繰入金でございますが、項の 1 の一般会計繰入金、目の 2 の保険基盤安定繰入金ということで、右側のページで収入済額 5,189 万 6,815 円を収入いたしております。この繰入金は保険料を軽減したことによることに対する繰入金でございます。財源といたしましては県費が 4 分の 3、それに 4 分の 1 を町が付けて、この会計に繰出というふうなことでございます。

次に、款の 5 の諸収入でございますが、ページは飛ばしまして、362 ページの方をお願いいたします。ちょっと飛びます。362 でございます。款の 4 の受託事業収入で、目の 1 の後期高齢者医療広域連合受託事業収入ということで、右側のページで収入済額が 508 万 6,879 円でございます。前年度と比較いたしますと、15 万 7,000 円ほど多くなっております。内容につきましては備考欄にあります。後期高齢者の健康診査受託事業収入でございます。検診の業務を広域連合より委託されるというふうなことでございますので、こちらの方に収入を上げておるところでございます。収入の主なところは以上でございます。

次に、364 ページの方をお願いいたします。歳出でございますが、款の 1 の総務費、右側のページの支出済額で 152 万 6,006 円を支出しております。前年度と比較しますと 42 万円ほど増えております。これは保険料軽減特例に関しまして、電算システムの改修があったことが主な要因でございます。

次に、款の 2 の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、右側のページの支出済額で 1 億 3,414 万 7,615 円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと 200 万円ほど増えておるといふところでございます。この広域連合納付金の内訳でございますが、次の 367 ページの方でございますが、1 番右側の備考欄でございます。熊本県後期高齢者医療広域連合、まず、被保険者保険料負担金ということで 8,225 万 800 円を支出いたしておりますが、収入の方で申し上げましたとおり、保険料を収入した分をそのまま広域連合に納めるというふうなことでございます。また、その下の保険基盤安定負担金ということで 5,189 万 6,815 円を支出しておりますが、これも先ほど歳入で申し上げましたとおり、一般会計から繰入たものをそのまま広域連合に負担金として納めるというふうなことでございます。

次に、款の3の保健事業費で目の1の健康診査費でございますが、右側のページの支出済額で499万8,349円を支出いたしております。これが健康診査の費用でございます。なお、平成30年度の検診受診率につきましては、速報値でございますが、25.1%ございました。

次に、款の4の諸支出金は、ページは368ページの方になりますけれども、項の2の繰出金で、目の1の他会計繰入金でございますが、右側のページの支出済額で15万3,000円を支出いたしております。これは当初、一般会計から財政運営の円滑化のため繰入っていた繰入金の精算というふうなことでございます。歳出の主なものは以上でございます。

次に最後のページでございますが、370ページでございます。実質収支に関する調書ということで5番の実質収支額でございますが、58万5,000円となっております。これが次年度への繰越金というふうなことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で日程第5、議案第12号から日程第22、議案第29号までの説明が終わりました。

以上の議案については、9月10日に審議採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後3時3分散会）